

平成 30 年 第 10 回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

平成30年10月26日

## 駒ヶ根市農業委員会総会

○ 日時

平成30年10月26日(金) 午後3時00分～

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 小池 慶一	8番 村上 英登	15番 代田 和美
2番 赤羽 明人	9番 下島 琢郎	16番 氣賀澤 道雄
3番 酒井 一義	10番 堀 敏	17番 小松 由喜一
4番 井口 英昭	11番 西村 功	19番 塚澤 豊
5番 田村 進	12番 上田 佳子	
6番 小原 茂幸	13番 宮澤 辰夫	
7番 齊藤 庄一	14番 塩澤 徳江	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 土屋 澄一	22番 北原 実	24番 宮下 修
21番 米山 茂寿	23番 大沼 昌弘	

○ 欠席した委員(2名)

18番 春日 利一	25番 湯澤 敏幸
-----------	-----------

○ 議事録署名委員

10番 堀 敏	11番 西村 功
---------	----------

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第48号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第49号 現況証明について

議案第50号 駒ヶ根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

議案第51号 駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について

○ 事務局職員出席者

事務局長	竹村	正宣
次長	大野	秀悟
主任	出口	大悟
主査	井上	幸代

○ 閉会

午後5時30分

( 午後3時05分～午後5時00分は協議会のため中断 )

局長 (竹村 正宣君)  
定刻となりましたので、ただいまから平成 30 年第 10 回農業委員会総会を開会させていただきます。

会 長 (堺澤 豊君)  
初めに堺澤会長、あいさつをお願いします。

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)  
大体秋の収穫作業が、おくれおくれであったけれども、稲刈りも大体終わって、ちょっと収量については、また後ほど井口委員さんのほうから報告いただけたらというふうに思っていますけれども、稲に関してはそこそこだったんじゃないかなと、そんなふうに思います。

今、9 月の長雨の影響で、やっぱり秋野菜がかなり遅れているっていうような状況があるのかなと、そんなふうに思いますし、それから、だんだん寒くなったんで、いろいろの生育もおくれおくれになっていくのかなと、そんなふうにも思っております。

きょうは、初めに協議会をお願いして、農政部会で 2 度くらい取りまとめをいただいた市長と議長さんへの意見書の案について決定をいただきたいと思えます。

それから、推進委員の皆さんが中心になって取りまとめをいただいた農地最適化事業に対する実施について検討いただいて決定をいただきたい、そんなふうに思っています。協議会で決定した後、総会で正式にかけて決定をしてまいりたいと、そんなふうに思いますので、よろしく願いをします。ちょっと、そんなことで時間がかかろうかと思いますが、ひとつよろしく願いをします。

簡単ですけど、一言ごあいさつにさせていただきます。

よろしく願いをします。

局長 (竹村 正宣君)  
ありがとうございました。

15 番 (代田 和美君)  
それでは、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を 15 番 代田和美委員、お願いします。

(代田 和美君)  
農業委員にさせていただいてから 1 年 3 ヶ月ほどになってきましたが、まだまだわからないことばかりなので、皆さんの御指導いただきたいと思えます。

ことし、少しでもいろんなことがわかるようにと思ひまして、御近所の空き家の庭を借りまして大分農作物をたくさんつくってみましたが、ちょっとボランティアの会を立ち上げた関係で、収穫時期に収穫できなかつたりとか、いろいろトラぶったりして、これの一つの勉強かなあと思ひて、大いに反省しております。来年は少しでも進歩できたらいいなと思ひております。

これからもよろしく申し上げます。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて申し上げます。〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （堺澤 豊君）

それでは、ここで休憩といたし、協議会を行います。

午後3時05分 休憩

午後5時00分 再開

会 長 （堺澤 豊君）

それでは、これより平成30年10月1日付、告示第7号をもって招集した平成30年第10回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

18番 春日利一委員、25番 湯澤敏幸委員より欠席の旨の届け出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において10番 堀敏委員、11番 西村功員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 （出口 大悟君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第4条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

1件でございます。

場所につきましては2ページの左側をごらんください。

4-1で表示した場所になります。

町2区、XXXXXXXXXXの北1筆572㎡になります。

1ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅が1棟。

理由でございますが、申請人は、現在実家に家族で暮らしているが、子どもも大きくなり、また次男でもあるので、実家を出て新居を建てるため使用したいというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては2種で市街地近接ということになりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

以上1件について御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)

地元委員さんの補足説明をお願いします。

20番 (土屋 澄一君)

申請人は、実家で暮らしているという状況の中で、子どもも大きくなってきたし、実家から土地を譲り受けて新居を建てたいということでございますので、別段問題はないかと思えます。

以上です。

会 長 (堺澤 豊君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。——ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

なければ、議案第46号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 任 (出口 大悟君)

そうしましたら議案書の3ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計6件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては4ページの左側をごらんください。

5-1で表示した場所になります。

北割1区、XXXXXXXXXXの南西1筆907㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅が3棟。

理由でございますが、譲受人は、ショッピングセンター、ホームセンターも近く、病院、またインターチェンジもあり、利便性が高く地域発展の期待が持てる当地に建売住宅を建築したいと考えたため当地を取得したい、譲渡人は、年を重ね年々耕作が困難になってきており、農地の縮小希望もあるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成30年4月24日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに■■■■と■■■■ありということでございます。

続きまして2番となりますが、場所につきましては4ページ右側をごらんください。

5-2で表示した場所になります。

上穂町、■■■■の南東1筆1,049㎡のうち235.58㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、農業用車両車庫。

理由でございますが、借受人は、貸付人である母親から農業を継承しており、営農のためトラック、トラクター等を収納する車庫が必要になり当地を使用したい、貸付人は、借受人である長男に農地の耕作を委任しており、了承しているため借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第2種中高層住居専用地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして3番となりますが、場所につきましては5ページ左側をごらんください。

5-3で表示した場所になります。

中割区、■■■■の北東2筆443㎡になります。

3ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅が1棟。

理由でございますが、譲受人は、現在■■■■市在住でアパート住まいであるが、申請地に住宅を建築したいと考え当地を取得したい、譲渡人は、農業規模の縮小をしたいため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成14年11月5日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして4番となりますが、場所につきましては5ページ右側をごらんく

ださい。

5-4 で表示した場所になります。

福岡区、XXXXXXXXXXの南東2筆 294 m<sup>2</sup>になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、一般住宅が1棟。

理由でございますが、譲受人は、現在借家住まいのため、住宅を建築して駒ヶ根市に定住したいと考え、当地を取得したい、譲渡人は、年齢等の事情により耕作を継続することが困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、準工業地域となっております、農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして5番となりますが、場所につきましては6ページ左側をごらんください。

5-5 で表示した場所になります。

市場割区、XXXXXXXXXXの東4筆 3,505 m<sup>2</sup>になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、太陽光発電施設。

理由でございますが、譲受人は、太陽光発電事業を通じ再生可能エネルギーの普及により地球と地球環境に貢献したいと考え、当地を取得したい、譲渡人は、平成27年3月で養鶏場を廃業したため、隣接農地とあわせて譲渡したいと考え、譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成28年2月3日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては2種で、市街地近接、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして6番となりますが、場所につきましては6ページ右側をごらんください。

5-6 で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの北東3筆 657 m<sup>2</sup>になります。

3 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、水力発電付随施設として取水施設、通路、土砂置場、駐車場になります。

理由でございますが、譲受人は、XXXXXX川を利用して水力発電所を建設するに当たり、申請地が適しているため当地を取得したい、駐車場については、設備の入れかえや補修のため4tトラックが3台ほど駐車できる場所が必要となるため、また土砂置場については、発電の中で発生する土砂を保管する場所が必



要となるため当地を取得したい、譲渡人は、それぞれ、今後も耕作を行う予定がないため規模を縮小したい、また住居から遠く周辺にほかに所有する農地もないため営農を続けるのが困難である等の理由により、譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農振地域内の農用地区域外で、農地区分としましては2種、消極的2種となります。

不許可の例外として非代替性で見えております。

計6件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長

(堺澤 豊君)

1番から順次地元委員さんの補足説明をお願いします。

7 番

(齊藤 庄一君)

1番です。この案件は、屋敷地内の農地なんですけれど、別段問題はないと思います。

以上です。

13番

(宮澤 辰夫君)

2番でございますけれども、借り受けると書いてありますけれども、土地の持ち主は■■■■■さんは90過ぎのおばあちゃんの名義になっておりますので、面倒を見ておる息子さんが借りたいよということになっています。それで、棟数のところに7台って書いてありますけれども、これは、トラックとトラクターを入れるところが1棟で、あとは今まで自給野菜をつくっておったところに農機具を入れたいということで、都合よく使いたいよということで、南側も東側も自分の土地の真ん中ですので、問題はないと思います。

21番

(米山 茂寿君)

3番です。譲受人の■■■■■さんは、現在、ここに書いてありますように■■■■■市にアパートで住んでおりますが、■■■■■出身ということで、近くに住宅を建てたいということで、奥さんの勤めが今度■■■■■になるということで、■■■■■からだちょっと通勤に遠いということで、駒ヶ根市の中割にしたということです。

あと、問題等はないかと思えます。

以上です。

11番

(西村 功君)

4番については、5ページにある地図のとおり、■■■■■の南の踏切を渡って東側の位置になりますけれども、北側に農地があるわけですが、水路を挟んで北側のほうが2m以上高いということで、農業への影響は少ないということが考えられます。

それから、耕作者及び所有者に対しては説明をして理解をいただいているということで、特段問題ないと思えます。

- 16番 以上です。  
(氣賀澤 道雄君)  
5番です。この案件は平成27年に始まった案件で、平成27年8月に説明会をしております。そして、地区の自治会長とも承諾書等を取り交わしてあります。
- それで、ことしの2月に現地確認ということで来られまして、酒井委員と現地確認をしました。そして、現在に至ったのは、規模が大きいということが原因だということも聞いておりますけれども、個人ではなくて法人での申請が必要ということで、その申請に手間取って今回申請が出されたという経過になっています。
- 手続上、また現地、それから書類についても問題ないということで判断しております。
- 5番 以上です。  
(田村 進君)  
6番の水力発電ですけど、当時上割の南海地籍に村営の水力発電所、これがあったところでありまして。そういう中で、この発電所が三六災害の折に流れてしまったということで、最近になって中沢開発委員会が何とかこの地区に水力発電をつくりたいということで、いろいろ話し合いをした結果、ようやく話がつきまして、今回は水力発電に伴う取水施設、それと同時に沈砂池の施設の申請になっております。この土地が現在は荒廃地化、ほとんど耕作をつくっていないため、近隣の近くの土地を利用されるのも了解されておりますので、問題はないと思います。
- 会長 以上です。  
(堺澤 豊君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。
- 8番 (村上 英登君)  
6番の案件なんですけど、これって中山間の直接支払ってという協定農地には入っていないんですか。
- 5番 (田村 進君)  
入っていないです。
- 8番 (村上 英登君)  
わかりました。それじゃあいいです。
- 会長 (堺澤 豊君)  
中山間地の事業には入っていないんですか。
- 5番 (田村 進君)

入っていないです。

会 長 (堺澤 豊君)

入っていない。

5 番 (田村 進君)

ええ。南海と落合地区は1件も入っていないです。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに。

17番 (小松 由喜一君)

4番ですが、準工業地域ってなっているんですが、これはどういう性格のものなのか、ちょっとわかったら教えてください。

主 任 (出口 大悟君)

すみません。ちょっと確認して御説明するようにいたします。

局 長 (竹村 正宣君)

これ用途地域になっていまして、工業を推進する地域になっておりまして、その中のそれに準ずる地域ということで、容積率とか建蔽率だとか、基本的に工業系のものが建てられるというような種類になっています。

会 長 (堺澤 豊君)

小松委員さん、よろしいですか。

17番 (小松 由喜一君)

わかりました。

会 長 (堺澤 豊君)

ほかに。

11番 (西村 功君)

6番の関係ですけれども、図面のエリアが限られているものですからわかりづらいんですけど、水力発電、その発電所本体になるんですか。

5 番 (田村 進君)

そうじゃないです。

11番 (西村 功君)

それは、どこら辺にどんな感じにできるんですか。

5 番 (田村 進君)

場所は、知っている方はわかると思いますけれど、当時の南海地籍に発電所があった、その反対側になるんですけどね。ちょっといろいろもめておって、今度出てくるとは思いますけど、恐らく。ちょっと今そこがどうなるか確認ができないんですけど、発電所を知っている方おるかな、昔の。

会 長 (堺澤 豊君)

事務局、水力発電って出ているから、当然河川と結びついていないとまずい

んじゃないですか。

5 番 (田村 進君)  
きょう出たのが、これが取り入れ、取水地、取り入れの箇所です。

主任 (出口 大悟君)  
水力発電の本体については、来月、転用の申請が出てくるということですので、その申請地のほうの農地なんですけれども、ちょっと相続の関係ですとか、何かそういった手続のほうで若干おくらしているようでした、11月の転用申請で出してくるってことでするので、恐らく来月、その水力発電所の本体のほうが出てくると思われます。

会長 (堺澤 豊君)  
西村委員さん、よろしいですか。

11番 (西村 功君)  
はい。ちょっと地理に不案内なものですから何とも言えませんが、ちょっと全体の、ここら辺に取り入れがあって、ここが発電所だっというイメージをちょっと持ちたかったんですけど、わかりました。

5 番 (田村 進君)  
この地籍より 100m、南海のバス停より 500mぐらい下流です。  
ただ、ちょっとね、今おくらしておったのがね、実際にはここということ、最初は了解を受けておった土地が、XXXXXXXXXXが何か問題で、そこを使えなくなって、ようやく、そのすぐそばに土地が見つかったということで、また出ると思います。

会長 (堺澤 豊君)  
よろしいですか。ほかに。  
ちょっと事務局に 1 件確認しておきたいんですが、5 番の太陽光発電、これ 3,000 m<sup>2</sup>を超えるんで、開発行為の許可は下りておるのかどうか。

主任 (出口 大悟君)  
太陽光発電施設の場合は、パネル等が建設物に当たるのかどうかというところで、基本的には当たらないということで、3,000 m<sup>2</sup>を超えるものについても開発行為が不要となっております。

会長 (堺澤 豊君)  
太陽光発電については、3,000 m<sup>2</sup>を越えても開発行為の許可は要らない。  
ほかに。——ございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 47 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、  
議案第 48 号 農地利用集積計画の策定について (貸借)  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)  
それでは議案書 7 ページをお開きください。  
農用地利用集積計画の策定について (貸借) を御説明をし、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日であります、平成 30 年 11 月 1 日付の公告でございます。期間終期につきましては平成 34 年 12 月 31 日。  
田んぼが 1,090 ㎡になります。  
貸し手が 1、借り手が 1 でございます。

(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しをいただきまして、8 ページに個別の詳細が載っております。

始期につきましては平成 30 年 11 月 1 日から、権利等の内容につきましては御確認をください。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)  
1 件出ていますが、これについて質疑、意見あればお出しをいただきたいと思えます。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 48 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 48 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借) は、これを原案どおり可決・決定いたしました。

続いて、  
議案第 49 号 現況証明について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主任 (出口 大悟君)  
それでは議案書 9 ページをお開きください。  
現況証明について御説明をし、御提案とさせていただきます。  
1 件でございます。  
場所につきましては、10 ページ、現況証明-1 で表示した場所になります。  
地区につきましては東伊那区、[REDACTED] の北東 2 筆 616 m<sup>2</sup>になります。  
9 ページにお戻りください。  
施設等ですけれども、宅地敷地ということで、経過説明でございますが、昭和 47 年以前から宅地として使用しており、提出されました土地家屋課税台帳で昭和 46 年に当地に住宅を新築していることが確認できたほか、地元農業委員、また事務局で現地確認済みでございます。  
1 件について御審議をお願いいたします。

会長 (堺澤 豊君)  
地元委員さんの補足説明をお願いします。

8 番 (村上 英登君)  
私のうちの近くで、私の小さいときからここに宅地があったという記憶があります。  
この間、湯澤議員さんと現地も確認をいたしましたので、問題はないと思います。  
以上です。

会長 (堺澤 豊君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 49 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 49 号 現況証明については、これを原案どおり可決・決定いたしました。  
続いて、  
議案第 50 号 駒ヶ根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

次 長 (大野 秀悟君)  
それでは 11 ページをお開きください。  
駒ヶ根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、  
別紙の内容について御審議をお願いいたします。  
以上です。

会 長 (堺澤 豊君)  
先ほど検討いただいた案件ですので、土屋委員さん、何か報告することがあ  
れば。

20番 (土屋 澄一君)  
別にないです。

会 長 (堺澤 豊君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 50 号について原案どおり可決することに御異議ございま  
せんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
御異議なしと認めます。よって、議案第 50 号 駒ヶ根市農業委員会「農地  
等の利用の最適化の推進に関する指針」については、これを原案どおり可決・  
決定いたしました。  
続いて、  
議案第 51 号 駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策に関する意見書について  
を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

1 番 (小池 慶一君)  
駒ヶ根市農地利用最適化推進施策に関する意見書について、別紙のとおり協  
議を先ほどいただきました。これについて御審議をお願いいたします。

会 長 (堺澤 豊君)  
これより質疑、意見に入ります。  
質問、御意見ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (堺澤 豊君)  
なければ、議案第 51 号について原案どおり可決することに御異議ございま  
せんか。

会 長

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

(堺澤 豊君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 51 号 駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策に関する意見書については、これを原案どおり可決・決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて平成 30 年第 10 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

大変長時間にわたり御苦労さまでした。

ありがとうございました。